

会員規約

会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、一般社団法人幸せな身体づくり協会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を住所大阪府堺市に置く。

(支 部)

第3条 本会は、理事会の議決を経て、必要な地に支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第4条 本会は、国民が心身ともに幸せな人生を送るための必要な身体づくり（幸せな身体づくり）の普及を目指し、骨盤底などのヘルスケア運動や良好な生活習慣の奨励活動を通じて、健康寿命の延伸と社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

第5条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 幸せな身体づくりに関する教育・啓蒙事業、講演会・研修会・セミナーやカウンセリングの実施
2. 骨盤底ケアから取り組む幸せな身体づくりの実践を普及、指導する普及員・指導者の育成及びスクールの経営とネットワークの構築
3. 幸せな身体づくりに関わる普及員および指導者の資格認定に関する事業及び資格認定証の発行
4. 科学的根拠に基づく包括的プログラムの開発と実践を目指し、地域社会および関連団体と連携した調査、研究とその成果の活用
5. ヘルスケア商品の企画、開発及び販売
6. 前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業

第3章 会 員

(会員)

第6条 本会の目的に賛同し、入会した個人又は団体を会員とし、一般社団法人幸せな身体づくり協会会員とする。

(会員資格の取得)

第7条 個人会員は、所定の様式による申込をし、会費を納入した個人とする。法人会員は、本会の目的に賛同し、理事会で承認されたうえ、会費を納入した団体とする。

(任意退会)

第8条 会員は、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは除名することができる。

- (1) 会則その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を半年以上履行しなかったとき。
- (2) 総理事の同意があったとき。
- (3) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (4) 当会が解散したとき。

第4章 運営

第11条 (組織) 運営にあたり、次の役員およびアドバイザー等の役職を置く。

代表理事、理事、アドバイザー、部会リーダー、事務局

第12条 (議決権) 運営にあたる議決は理事会にておこなう。

第13条 (運営) 本会は毎年1回理事会を経たうえで会員総会を開催する。問題が発生した場合は、臨時役員会にて審議を行う。

第14条 (指導員)

第5条の2および3により、普及員・指導員の認定を受けた会員は、別途定める細則に従う。

附則

- 1. 本会則は、理事会によって承認された日から施行する。
- 2. 本会則は必要に応じて修正・追加・変更を行うことができる。
- 3. 本会則の変更は、理事会の承認により決定する。

2022年10月20日制定

2023年4月1日追記

2024年4月1日追記

資料

【役員】

代表理事	辻野和美	(研究・実践/奈良女子大学・健康運動指導士)
理事	今田祐子	(運営・社会連携/キャリアコンサルタント)

【アドバイザー】

アドバイザー	安倍弘和	（医療/泌尿器科医）
アドバイザー	青野明子	（心理/公認心理士）
アドバイザー	岩本和也	（医療/内科医）
アドバイザー	小谷美樹	（健康経営/中小企業診断士・一級建築士）
アドバイザー	田中喜代次	（研究・スポーツ医学/筑波大学名誉教授）
アドバイザー	錦織英知	（医療/大腸肛門消化器外科医）
アドバイザー	柳田育久	（医療/整形外科医）
アドバイザー	山下佐知子	（栄養/管理栄養士・健康運動指導士）

（五十音順・敬称略）

2022 年 10 月 20 日制定

2023 年 4 月 1 日追記

2024 年 4 月 1 日追記

2025 年 4 月 1 日追記

以上